

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	高等学校等修学資金の貸与に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府教育委員会は、高等学校等修学資金の貸与に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府教育委員会

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等修学資金の貸与に関する事務
②事務の概要	高等学校等に在学する者で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものに対し、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例に基づき、修学資金を貸与する。保護者等の課税情報及び生活保護受給情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行うとともに、情報提供対象である修学資金の貸与に関する情報を統合宛名システムを経由し中間サーバーに保持する。
③システムの名称	修学資金貸付償還システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等修学資金の貸与関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1第8の項及び別表第3第3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係
②所属長の役職名	京都府教育庁指導部高校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府教育庁管理部総務企画課法務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号602－8570 京都市上京区下立売通新町西入敷之内町 京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係 TEL075－414－5043
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[特に力を入れて行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[特に力を入れている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で事務に必要な情報を入力することがないよう、作業者とは別の者によるダブルチェックを行っており、リスク対策は「特に力を入れている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	京都府教育庁指導部高校教育課長 井上 弘一	京都府教育庁指導部高校教育課長 吉村 要	事後	
令和1年6月1日	II 1.対象人数いつ時点の計数か	平成29年12月28日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成29年12月28日時点	令和元年5月1日時点	事後	
令和3年10月31日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	修学資金貸付償還システム	修学資金貸付償還システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年10月31日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	
令和3年10月31日	I 5.評価実施機関における担当部署①部署	京都府教育庁指導部高校教育課修学支援担当	京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係	事後	
令和3年10月31日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	京都府教育庁指導部高校教育課長 吉村 要	京都府教育庁指導部高校教育課長	事後	
令和3年10月31日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	京都府教育庁管理部総務企画課行政担当	京都府教育庁管理部総務企画課企画広報係	事前	
令和3年10月31日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合	郵便番号612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合	事前	
令和4年12月15日	II 1.対象人数いつ時点の計数か	令和元年5月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月15日	II 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和元年5月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和7年2月17日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	京都府教育庁管理部総務企画課企画広報係	京都府教育庁管理部総務企画課法務係	事後	
令和7年2月17日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町 京都府総合	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町	事後	
令和7年2月17日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	
令和7年2月17日	II 1.対象人数いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年2月17日	II 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年2月17日	IV 1.1最も優先順位が高いと考えられる対策	新規追加	目的外の入手が行われるリスクへの対策		